

〔様式1〕 平成18年度 事務事業評価表					
記入年月日	平成18年4月25日		記入者	連絡先	3368
部 名	土木部	課 名	下水道管理課	課長名	小菅庸夫
事務事業名	水洗化促進事業				
予算上の事務事業名	水洗化促進経費				
1 総合計画における位置づけ	施策コード		32630		
基本目標	Ⅲ「躍動し 魅力あふれる交流拠点都市」をめざして				
政 策 名	第2章 質の高い都市基盤の整備を進めます				
基本施策名	第6節 下水道の整備と管理				事業開始年度
施 策 名	第3施策 下水道管理の充実				平成7年度 ▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等	下水道法第10条、第11条の3 相模原市下水道条例第9条				
3 個別計画の概要	概要				
計画名					
計画年次	年度～	年度			
4 事業形態の区分	指導・規制・許認可 ▼				
5 事業概要	<p>(1) 事業の目的 (何のために行うのか、またはもたらしたい成果)</p> <p>処理開始した公共下水道への接続率を向上させることにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため。(下水道法第1条)</p> <p>(2) 対象 (誰、何)</p> <p>公共下水道未接続家屋</p> <p>(3) 平成17年度事業の内容 (活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容 (活動)なのか。</p> <p>・水洗化普及員(非常勤特別職員)が水洗化義務期間(3年)を経過した未水洗家屋約1224件を戸別訪問した。対象処理開始年度(平成3年度・平成4年度・平成7年度・平成8年度・平成11年度)水洗化義務期間を経過した家屋が 17年度当初約4660件 → 17年度末は約4000件 水洗化義務期間中を含む未水洗家屋全体(旧市)では 17年度当初約5660件 → 17年度末は約4800件</p>				
6 関連・類似事業や他市の状況	他の自治体においても水洗化の促進は重要な施策であり、文書による水洗化喚起に加え一部の自治体では本市と同様(水洗化普及員)による戸別訪問を実施している				
7 事業費の推移	〔単位：千円〕				
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業費	10,445	7,571	6,880	7,857	7,857
一般財源	2,324	2,605	2,368	2,076	2,076
受益者負担金	0	0	0	0	0
その他の特定財源	8,121	4,966	4,512	5,781	5,781
人件費の合計	2,403	2,421	2,415	2,415	2,415
事業コスト合計	12,848	9,992	9,295	10,272	10,272
8 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率					
事業名 (または、主たる事業名)	水洗化促進事業			対象名称と単位	公共下水道未接続家屋(件)
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業コスト(主たる事業)	12,848	9,992	9,295	10,272	10,272
対象数	5,220	4,960	4,660	4,020	3,700
単位あたり経費(円)	2,461	2,015	1,995	2,555	2,776
前年度比		0.82	0.99	1.28	1.09

9 活動指標・・・実施した内容(活動)を数値化したもの					
指標名と単位	個別訪問指導物件数	指標式と指標の説明	全対象物件を概ね3年に1度訪問指導していたが、平成16年度から訪問頻度の目標を2年毎に設定した		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	1,273.0	1,196.0	1,461.0		
目標	1,740.0	2,480.0	2,330.0	2,010.0	1,850.0
目標達成度(%)	73.2	48.2	62.7		
10 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	水洗化普及率	指標式と指標の説明	未水洗世帯数/処理開始区域内世帯数×100 公共下水道利用率の把握		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	97.8	97.7	97.7		
目標	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
目標達成度(%)	97.8	97.7	97.7		
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A:妥当である・B:妥当性に課題がある・C:妥当でない]					
A	<input type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A:有効である・B:有効性を高める余地がある・C:有効でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を享受している。			
(3) 効率性の評価 [A:効率が良い・B:効率性を高める余地がある・C:効率が悪い]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 [有・無]					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価(一次評価)					
(1) 自動判定結果					
★★★★★	[★★★★★]: 良好な状態を維持する事業				
	[★★★★]: 概ね良好な状況である事業				
	[★★★]: 見直しを行う必要がある事業				
	[★]: 抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課の課長による評価(今後の方向性)			(3) 課長の評価に関する説明		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		本事業は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など市民生活上のニーズが高いため、より実効性を高めながら継続する必要がある。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策 水洗化普及員による戸別訪問指導の達成率を高める。			14 課題として認識されたこと 未水洗化の主な理由として、経済的困難、建替え予定、建物の老朽化をあげている。		
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価(今後の方向性)			(2) 二次評価コメント		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			